

●文中の「SC」はサービスセンターの略

■11月20日から26日まででは秋田市
ワーク・ライフ・バランス推進週間

ワーク・ライフ・バランスとは、性別や年齢に関わらず、働くすべの人が仕事と生活の調和をとりながら、いきいきと健康で心豊かに暮らすという考え方です。この機会に、働き方や1日の過ごし方を見直してみませんか。

まずは、業務の見直しや効率化、タイムスケジュールの管理、家事・育児の役割を「見える化」して分担するなど、職場や家庭内で、できることから始めてみましょう。

部下のキャリアと人生を応援し、自身も生活を充実させる上司「イクボス」や、企業の取り組みを認定・表彰する制度など、詳しくは市ホームページに掲載していますので参考してください。

◆広報ID番号 1006042
●問い合わせ
子ども総務課 ☎(888)5687

■11月25日(金)から12月1日(木)までは「犯罪被害者週間」

令和4年度標語
「よりそう手
つないでできる
心の輪」



支援者マーク
被害者サポート
シンボルマーク
「ギョウとちゃん」

この機会に、犯罪防止や被害者支援のために何ができるかを考えましょう。市民相談センター(市役所1階)では、犯罪被害者などの支援

のための総合窓口を設置し、被害に遭われたかたやご家族の身体的・精神的な負担の軽減に努めています。

●犯罪被害者などの支援総合窓口
☎(888)5646

〈11月30日 30分見取り・看取られ〉
■11月30日は「人生会議の日」

「人生会議」とは、本人が家族などや医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組みの愛称です。この機会に、どのような医療やケアを望むかを前もって考え、信頼する人たちと話し合ってみませんか。



「人生会議」に役立つリーフレットを、長寿福祉課(市役所2階)、各地域包括支援センターで配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◆広報ID番号 1020595
●問い合わせ
長寿福祉課 ☎(888)5668

〈11月30日 30分見取り〉
■11月30日は「年金の日」

日本年金機構ホームページ「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できます。さらに、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をするこ

ともできます。

「ねんきんネット」を活用して、この機会に、将来の生活設計について考えてみましょう。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/
●問い合わせ ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-058-555

■12月1日は世界エイズデー

世界エイズデーに合わせて、12月1日(木)から20日(火)まで、セリオンを赤色にライトアップします。赤色は、エイズに偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージを込めた「レッドリボン」の色です。この機会に、エイズへの理解を深めましょう。

無料・匿名で受けられる
エイズ検査・相談を実施しています
日時▶12月3日(土)午前9時35分〜10時10分、12月5日(月)午後6時45分〜7時20分 会場▶市保健所(八橋)先着▶各5人

検査(採血)は1時間程度で結果がわかります。ご希望のかたは、電話で健康管理課へご予約ください。

右記の日程のほか、平日日中、夜間の検査も受け付けています。詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1005570
●問い合わせ
健康管理課 ☎(883)1180

ご相談ください
生活福祉資金の貸し付け

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯への生活福祉資金の貸し付けの相談に応じています。まずは電話でお問い合わせください。

貸付目的▶高校や大学などへ進学するための入学金・授業料、福祉用具購入費、冠婚葬祭費、住宅改修費、転居費など

*原則、連帯保証人が必要です(無利子)。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の申し込みはできます(利子年1.5%)。

●問い合わせ 秋田市社会福祉協議会 ☎(838)6477

スマートフォン相談窓口
をご利用ください

スマートフォンの操作方法やアプリの使い方などの相談に応じます。予約制で、平日1日3回(定員各回1人)。相談は無料ですが通信費は自己負担となります。

会場▶市役所1階旧自動交付機コーナー、アルヴェ3階市民交流サロン
申し込み▶(株)ALLA
☎080-669515041

(平日の午前9時から午後6時まで)
●問い合わせ デジタル化推進本部 ☎(888)5491



人口減少・移住定住対策課
☎(888)5487

秋田市への移住者数

令和4年9月末現在
()内は前年同月比

令和4年度に
移住した世帯数
94世帯(+25)

令和4年度に
移住した人数
171人(+30)

県に移住希望登録をし
秋田市へ移住したかた

◆不適正な行為(54項目)
の確認はこちらから→



不適正な取引行為

◆LINEでの相談は
こちらから→



LINE

被害にあったら 相談してください

市は、事業者の不適正な行為(54項目)を禁止し、被害にあった市民を救済することを条例で規定しています。

次の行為があった場合は、すぐに市消費生活センターに連絡してください。相談はLINEでも受け付けています。上記のコードからアクセスしてください。

●問い合わせ 市消費生活センター ☎(888)5648

不適正な取引行為の例

■事実の不実告知：商品の内容や解約条件など重要事項について虚偽の事実を告げ商品を買わせる行為
▼事業者からの虚偽の情報を信用

して契約した場合は解約できる可能性があります

■義務の誤信・強調：商品の購入や設置が義務と告げたり、義務と誤解するように説明して商品を買わせる行為

▼事業者の説明により法律の義務と誤認して契約した場合は解約できる可能性があります

■契約締結の不当な誘導：スマートフォンなどで、その操作が契約の最終申込になることを知らせずに操作を誘導して商品を購入させる行為

▼画面上で「購入する」など申し込みとわかる表示がなく意思に反して契約した場合は解約できる可能性があります

■拒絶した者への勧誘：契約を締結しない意思を示したにもかかわらず

らず勧誘する行為

▼断っているのにしつこく勧誘することは条例で禁止されています

低所得の子育て世帯生活 支援特別給付金

支給額は①②ともに児童1人につき5万円。対象となるかたは申請をしてください。詳しくは市ホームページをご覧ください。*令和4年4月分の児童手当と児童扶養手当の受給者には、すでに支給済みです。

〔支給対象〕

①ひとり親世帯
▼令和4年4月分の児童扶養手当を受給していないかた

▼令和4年4月分の児童扶養手当

は受給していないが、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している世帯と同じ水準となっているかた

◆広報ID番号 1034734

●問い合わせ ☎(888)5690

②その他の世帯

▼令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児は20歳未満)または令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた新生児の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた。または、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税が非課税と同様の事情にあるかた

◆広報ID番号 1034834

●問い合わせ ☎(888)5689

市民活動 フェスタ2023、で 団体の活動をPRしよう!

来年3月19日(日)にアルヴェで開催する、「市民活動フェスタ2023」で、活動PRブースの出展や、プロモーション動画で団体の活動をPRしてみませんか?

動画は、秋田市公式YouTubeでも配信予定です。



対象

NPO・市民活動団体など、公益的な活動を行う団体

募集数

ブースの出展=30組
プロモーション動画=20組

申し込み

参加申込書(下記ホームページからダウンロードできます)に必要な事項を書いて、11月30日(水)(必着)までに、郵送、FAX、Eメールまたは直接窓口のいずれかで提出してください。応募多数の場合は抽選となります。

〒010-8506 東通仲町4-1

アルヴェ3階 市民交流サロン

FAX(887)5659

Eメール cosmo-space@alve.jp

https://www.alve.jp/facility/salon

問い合わせ

市民交流サロン ☎(887)5312